

## 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2128001		処分名	職員団体の登録		
区分	申請に対する処分・法令	処分権者	公平委員会			
担当部署	部	総務部	課	公平委員会		
根拠規定	地方公務員法				第53条第5項	
基準規定	①	地方公務員法		第53条第1項, 第2項, 第3項, 第4項, 第5項		
	②	職員団体の登録に関する条例		第2条, 第3条		
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和2年3月29日
	非公開該当		未設定理由			
	<p>1. 申請した職員団体が、地方公務員法第52条に規定する職員団体であること。</p> <p>2. 申請書に、職員団体の登録に関する条例第2条に規定する事項が正しく記載されていること。</p> <p>3. 申請書に添付された規約に、地方公務員法第53条第2項に規定する事項が正しく記載されていること。</p> <p>4. 申請書に添付された証明書に、職員団体の登録に関する条例第2条第2項各号に規定する事項が正しく記載されていること。</p> <p>○職員団体の登録に関する条例 (登録の申請)</p> <p>第2条 職員団体が公平委員会に登録を申請する場合には、その代表者を通じて次に掲げる事項を記載した正副2通の申請書にそれぞれ規約を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1) 理事その他の役員の氏名、住所及び職名(職員でない者にあつてはその職業)</p> <p>(2) すべての事務所の所在地</p> <p>(3) 連合体である職員団体にあつては、その構成団体の名称</p> <p>2 前項の規定による申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 規約の作成又は変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為が、法第53条第3項の規定に従い決定されたこと並びにその投票の日、場所及び結果を証明する書類</p> <p>(2) 法第53条第4項の規定に従つて組織されていることを証明する書類 (登録の通知)</p> <p>第3条 公平委員会は、登録の申請を受けた日から30日以内に、登録をした旨又はしない旨を、申請をした職員団体に通知しなければならない。</p>					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	
	期間	30日(条例第3条)				
聴聞等						
備考						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2128002		処分名	職員団体等の規約の認証		
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	公平委員会		
担当部署	部	総務部		課	公平委員会	
根拠規定	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律				第5条	
基準規定	①	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律			第5条	
	②					
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	
	非公開該当		未設定理由			
	<p>1. 申請した職員団体等が、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第2条に該当し、同法第9条及び職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第9条第4号及び第7号の人事委員会又は公平委員会を定める政令により規約の確証機関が都道府県人事委員会とされている団体であること。</p> <p>2. 申請書に、職員団体等に対する法人各の付与に関する法律施行規則第1条に規定する事項が正しく記載されていること。</p> <p>3. 申請書に添付された規約に、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第5条に規定する事項が正しく記載されていること。</p> <p>4. 申請書に添付された規約に、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第6条に規定する事項が正しく記載されていること、及び当該職員団体等が、同法第6条に規定する団体に該当しないこと。</p>					
標準処理期間	設定の有無	無	当初設定日		最終更新日	
	期間	処分事例がなく、設定が困難				
聴聞等						
備考						